

市税等の納付には 便利で確実な口座振替をご利用ください

● 口座振替にすると

- ・納め忘れの心配がない
- ・金融機関や市役所の窓口に出向く必要がない
- ・現金を持ち歩く必要がない

注意

- ・振替日の前日までに口座残高をお確かめください。
- ・特に全期前納をご希望の場合、第1期の振替日に振替ができないと、その年度分は期別ごとの振替になります。従って、報奨金制度が適用されません。

● 口座振替できる税金等

- ①市・県民税 ②固定資産税 ③軽自動車税
④国民健康保険税 ⑤介護保険料

注意

- ・①②③の税金を個別に申込むことはできません。
- ・②は所有者(登記名義人)ごとの申込みが必要です。

● 振替日

各税金等の納付期限の日

- * 振替開始は、2ヵ月後(申込みをした月の翌々月分)からとなります。

● 申込み・取扱い金融機関

東日本銀行本店及び各支店
常陽銀行本店及び各支店
茨城県信用組合本店及び各支店
茨城みどり農業協同組合各支店
水戸信用金庫本店及び各支店
茨城銀行本店及び各支店
中央労働金庫本店及び各支店
烏山信用金庫本店及び各支店
ゆうちょ銀行・郵便局

- * 市役所及び各総合支所では申込みできません。
- * 口座振替申込みの用紙は、市役所収納課・各総合支所市民課及び上記の取り扱い金融機関(ただし市内に限る)に備えてあります。

● 申込みに必要なもの

通帳・届出印・納税通知書(納付書)

注意

記入間違いを防ぐため、できるだけ納税通知書(納付書)をお持ちください。

特に固定資産税で、①所有者が共有名義である②所有者と納税者が異なっている場合は、お持ちになることをお勧めします。

● その他

○報奨金制度があります

市・県民税及び固定資産税において、第1期の納期限までに、その年の全期分を一括して納めた場合、年税額から報奨金の額が差し引かれます。

○口座振替が解除(停止)されることがあります

- ①継続して3回以上口座振替等を行うことができなかったとき。
- ②預金名義人が死亡したとき。

○納税が困難なときはご相談ください

災害や著しい生活困難など特別な事情がある場合には、納税の猶予等を申請することが出来ますので、納税相談をしましょう。

- * 口座振替の方は、納期日前日までに口座残高をお確かめください。



問い合わせ先

本庁 収納課管理グループ

☎52-1111 内線122・123

各総合支所 市民課庶務グループ

山方 ☎57-2121 美和 ☎58-2111

緒川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111